

平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨により被災された お客さまに対する電気料金および電気工事費用の特別措置について

このたびの台風7号及び前線等に伴う大雨により被災されたお客さまに心から謹んでお見舞い申し上げます。

九州電力株式会社殿は、平成30年7月13日付けで、「電気特定小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給等約款以外の供給条件」を経済産業大臣に認可申請し、同日、認可を受けました。これを受けまして当社は、平成30年7月の台風7号及び前線等に伴う大雨により、災害救助法が適用された地域および隣接する周辺地域において、住居等に被害を受けられたお客さま等からお申出があった場合には、同様の特別措置を講ずることとし、本日、お知らせいたします。

I. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日※1の1ヶ月間延長

平成30年6月分（支払期日が7月5日以降のものに限る）、7月分、8月分および9月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長する。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されない場合には、そのお客さまの被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間、電気料金は申し受けません。

(3) 工事費負担金等※2の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されないで需給契約を廃止し、被災前と同じ契約内容で平成31年1月末日までに電気のご使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

(4) 臨時工事費※3の免除

被災されたお客さまが、平成31年1月末日までに臨時電灯または臨時電力のご使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

(5) 被災により使用できなくなった設備の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備が使用不能となった場合、平成31年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金は申し受けません。

(6) 諸工料※4の免除

被災されたお客さまが、平成31年1月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、それに伴う諸工料は申し受けません。

(注)

※1：支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2・3・4：工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまに電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

詳細は以下のホームページをご参照ください。

(九州電力) http://www.kyuden.co.jp/press_h180713-1.html

II. 適用対象 ※7月13日時点での発表地域を記載しております。随時情報を更新いたします。
災害救助法が適用された地域※1および隣接する周辺地域※2のお客さま

※1 災害救助法適用地域

福岡県：飯塚市

※2 隣接する地域

福岡県：直方市、宮若市、筑紫野市、嘉麻市、田川市、鞍手郡小竹町、朝倉郡筑前町、
粕屋郡篠栗町・須恵町・宇美町、嘉穂郡桂川町、田川郡糸田町・福智町

Ⅲ. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

法人のお客さま：営業部 03-3282-2350
(平日 9:30～17:45 ※土曜、日祝日は受付していません)

個人のお客さま：カスタマーセンター0570-000-821 (03-6703-8909)
(平日 9:00～20:00 土曜 9:00～17:00 ※日祝日は受付していません)

以上